

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

(事業認定を要する事業等)

506 資産の買取り後に事業認定があった場合

【照会要旨】

A県はB市内で県警庁舎拡張用地（駐車場敷地）の買収を行う予定であり、これについては、事業認定を受けるべく、建設大臣あて申請中である。事業認定は受けられる見込みであるが、用地買収を急ぎたいので、A県から、現時点で買収に着手したいとの事前協議を受けた。買収時点において事業認定がなされていなくても収用特例の適用を認めてもよいと考えているがどうか。

【回答要旨】

買収時点で事業認定がなされているという状態が望ましい姿ではあるが、確定申告期限までに事業認定があり、確定申告書にその証明書が添付されれば、意見のとおり取り扱うこととして差し支えない。

【関係法令通達】

措法 33①二

措規 14⑦二

(編注)

昭和51年の措規の改正により、警察署庁舎用地の買取りについては、事業認定がなくても収用特例の適用が認められることとなった。